

令和7年度 平群町

償却資産（固定資産税）申告の手引

申告書提出期限：令和7年1月31日（金）

はじめに

平素は、当町の税務行政にご理解、ご協力を頂き厚く御礼を申し上げます。

固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第383条に基づき、毎年1月1日現在で所有する償却資産を当該資産所在地の市町村長に申告していただく必要があります。

つきましては、この「申告の手引き」をご覧の上、提出期限までに必ず申告していただきますようお願いいたします。

お知らせ

◎前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、必ず申告してください。

◎マイナンバー制度の開始に伴い、個人番号及び法人番号の記入が必要となります。

◎法定申告期限は毎年1月末日ですが、なるべく1月中旬までの提出にご協力お願いいたします。

◎eTAX（エルタックス）を利用して、インターネットでも電子申告ができます。

詳しくは、<https://www.eltax.lta.go.jp>をご覧ください。



平群町イメージキャラクター「左近くん」

[目次]

1	償却資産のあらまし	1
2	償却資産の申告について	5
3	評価額、税額等の計算について	7
4	課税標準の特例について	10
5	償却資産申告書の書き方（記入例）	13



平群町イメージキャラクター「長屋くん」

1 償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは

固定資産税の申告対象である「償却資産」とは、土地、家屋以外の事業の用に供することのできる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

ただし、鉱業権・特許権・営業権その他の無形償却資産および自動車・軽自動車は除かれます。

なお、『事業の用に供する』とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付けている場合も含まれます。

(2) 償却資産の種類と具体例 (業種ごとの主な償却資産 P3 参照)

資産の種類		具体例（主な償却資産の例示）
第1種	構 築 物	舗装路面、緑化設備・門・塀・フェンス等の外構工事、屋外広告、その他土地に定着している土木設備など
	建 築 設 備	受変電設備、給排水設備、冷暖房設備、衛生設備等の建築設備のうちで償却資産として扱うもの※1 テナント（賃借人）施工の内装・造作等※2
第2種	機 械 及 び 装 置	農業用設備、業務用・生産用機械器具、金属・印刷・縫製等の製造加工設備、土木建設機械（パワーショベル・ブルドーザー等）、大型特殊自動車（0、00～09、000～099 ナンバーのもの）※3、太陽光発電設備（屋根材一体型を除く）、駐車場機械装置等
第3種	船 舶	客船、貨物船、漁船、モーターボート、ヨット等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプターなど
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（9、90～99、900～999 ナンバーのもの）※3〔自動車税や軽自動車税の課税対象となるものを除く。〕
第6種	工具、器具 及 び 備 品	事務机、キャビネット、応接セット、エアコン、テレビ、看板、レジスター、パソコン、陳列ケース、自動販売機等

※1 建築設備における家屋と償却資産の区分参照（P5 参照）

※2 テナント（賃借人）が貸しビル、貸店舗等に自らの費用で施した内装、電気・ガスその他の設備については、テナント（賃借人）の償却資産として申告していただくことになります。

※3 大型特殊自動車のうち、建設機械に該当・・・「0、00～09、000～099」ナンバーのもの
建設機械以外に該当・・・「9、90～99、900～999」ナンバーのもの

(3) 申告の対象となる償却資産

- ① 使用可能期間が1年未満又は20万円未満の資産であっても、個別に償却している資産
- ② 建設仮勘定で経理されている資産で、令和7年1月1日現在稼働している資産
- ③ 償却済資産（減価償却を終わり、備忘価格のみ帳簿に計上されている資産）
- ④ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- ⑤ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ⑥ 未稼働資産（稼働していないが、既に完成している資産）
- ⑦ 家屋に施している建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの（P5 参照）
- ⑧ リース資産で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ⑨ 取得金額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

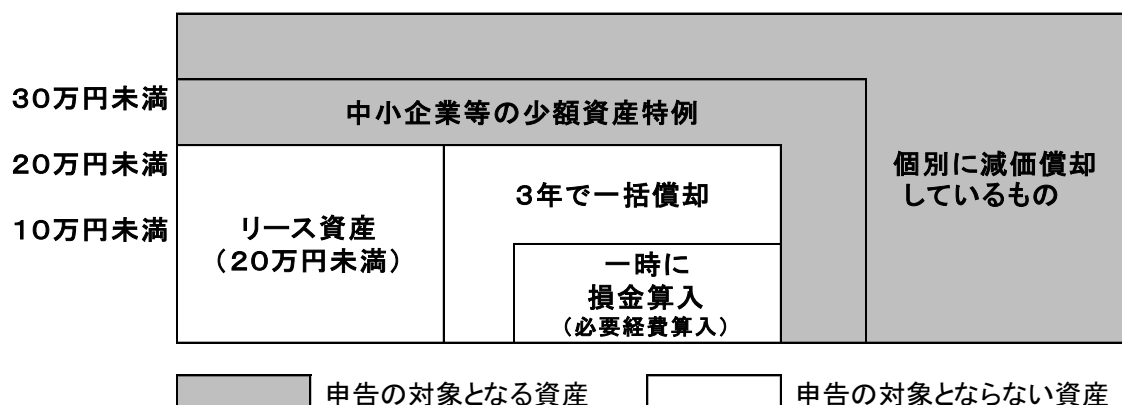
(4) 申告の対象とならない償却資産

- ① 無形固定資産（ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権等）
- ② 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの * 大型特殊自動車は申告が必要
- ③ 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ④ 繰延資産（創立費、開業費等）
- ⑤ 少額資産（下記（5）の①～③に該当するもの）

(5) 少額償却資産について

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入（必要経費算入）したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第49条但し書きにより、法人税法第64条の2第1項及び所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満の資産。

償却方法と取得価額による申告対象一覧



※償却資産の取得金額には、資産本体の価格のほか、引取運賃、購入手数料、据付費等の付帯費用も含まれます。

(6) 業種別の主な償却資産について

各業種の主な償却資産の種類

各業種の 共通のもの	駐車（輪）場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、扉、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、エアコン、パソコン、コピー機、テレビ、LAN 設備、金庫、レジスター、消火器、陳列棚、陳列台、陳列ケース、ロッカー、キャビネット、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、事務機器、福利厚生設備、太陽光発電設備 等
農業	耕運機、ビニールハウス、果樹棚、ネット、選花機、精米機、農機具 等
不動産貸付業	予備電源設備、機械式駐車設備、外構工事、門扉、フェンス、植込工事、外灯、上下水道管の埋設管 等
喫茶店・飲食店	接客用家具、備品、厨房設備、カラオケセット、放送設備、室内装飾品、製麺機、日よけ 等
理容業・美容業	理（美）容椅子、洗面設備、消毒殺菌用機器、タオル蒸器、ドライヤー、パーマ器、サインポール 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、ビニール包装設備 等
医院・ 歯科医院・ 薬局業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、投影機、脳波測定器、CT装置、消毒殺菌用機器、歯科診療用ユニット、光学検査機器、各種検査機器 等）、薬品棚、調剤機器、待合室用椅子 等
工場	動力配線、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄設備、給排水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、各種生産加工設備、各種工具 等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機、製本設備 等
建設業	大型特殊自動車、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、ミキサー、パワーショベル、クレーン、コンクリートカッター、各種工具 等
ガソリン給油所	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、洗車機、地下タンク、構内装置、独立キャノピー 等
自動車整備業	旋盤、溶接機、充電器、コンデンサー、リフト、検査工具、各種工具、プレス、オイルチェンジャー、塗装設備、ジャッキ、テスター 等
食肉・鮮魚販売業	肉切断機、挽肉器、ポンプ、ショーケース、冷蔵設備 等
金属製品 組立加工業	旋盤、ボール盤、定盤、フライス盤、プレス機、カッター、クレーン設備、研磨機、溶接機、コンプレッサー、各種工具 等
ホテル・旅館業	厨房設備、自家発電設備、接客用備品、客室家具備品、洗濯設備、放送設備、照明設備、カラオケセット、ボイラー 等
カラオケボックス	カラオケセット、接客家具、照明設備 等

(7) 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋の付帯設備で償却資産の対象となる資産については、下の表の例示を参考にしてください。
家屋との区分が困難な場合は、税務課資産税係までお問い合わせください。

設備の種類	設備の分類	償却資産評価となるもの	家屋評価となるもの
電気設備	受変電設備	設備一式（配線・配管を含む）	
	予備電源設備	蓄電池設備、自家用発電設備等	
	中央監視装置	設備一式（配線等を含む）	
	電灯照明設備	屋外の照明設備、ネオンサイン等	屋内の照明設備
	電力引込設備	引込工事一式	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線、配管等
	L A N設備	設備一式	
	拡声装置	マイク、スピーカー等の機器	配線、配管等
	監視装置	カメラ、受像機等	配線、配管等
	火災報知設備	回転灯、ガス警報器	屋内設備
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事	配管、受水槽、ポンプ等
	給湯設備	事業用ボイラー、湯沸器等	浴室、キッチン等への給湯
	衛生設備		便器、浴槽、流し等
ガス設備	ガス設備	屋外設備	屋内配管
消火設備	消火設備	消火器、避難器具等	スプリンクラー等
空調設備	空調設備	壁掛型エアコン	埋め込み式エアコン
その他の 設備等	運搬設備	ベルトコンベア	エレベーター
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備	サービス設備以外の設備
	その他	機械式駐車場、広告塔、駐輪場、簡易間仕切、駐輪場、夜間金庫、カーテン・ブラインド等	窓拭き用ゴンドラ、自動扉、避雷設備等
	外構工事	工事一式	

（注）一般的な区分事例であり、必ずしもこの例によらない場合があります。

2 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

平群町内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産を所有している方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在に所有している償却資産の所有状況を申告する必要があります。

- ◎ 休業、廃業等をされた方は、備考欄にその旨を記載して提出をお願いします。
- ◎ 事業用資産を所有されていない場合でも、平群町内で事業を営んでいる場合には確認のために申告をお願いします。
- ◎ 前年中に資産の増減がない場合でも、「増減なし」として必ず申告してください。

(2) 申告方法と提出書類

申告書の記載例をご参照のうえ、下記提出書類に必要事項を記入し、提出してください。

申告書は 2 枚複写で、1 枚目の提出用を平群町役場税務課まで提出してください。 また、郵送で提出される方で、申告書控えに受付印が必要な方は、必ず返信用封筒に切手を貼り郵送してください。

[今までに申告をしたことのある方]

申告の種類	提出書類			留意事項
	申告書	種類別明細書		
		増加・ 全資産用	減少用	
増加資産、減少資産の 両方ともない方	○	—	—	申告書の 18 備考欄に「償却資産 増減なし」と記載をする。
増加資産がある方	○	○	—	種類別明細書（増加資産・全資 産用）に増加資産・申告もれ資 産を記載する。
減少資産がある方	○	—	○	種類別明細書（減少資産用）に 減少した資産を記載する。
増加資産・減少資産 の両方ともある方	○	○	○	種類別明細書（増加資産・全資 産用）に増加資産を、（減少資産 用）に減少した資産を記載する。
申告すべき資産のない方	○	—	—	申告書の 18 備考欄に「償却資産 なし」と記載する。
事業を廃止した方	○	—	—	申告書の 18 備考欄にその旨を記 載する。

- ① 償却資産の多少にかかわらず、必ず申告をお願いいたします。
- ② 前年度までに申告もれ資産があった場合は、過年度に遡及して課税になることがありますので、あらかじめご承知おきください。

[本年度から初めて申告をする方]

- ・令和 6 年 1 月 2 日以降に平群町内で新たに事業を開始された方
- ・今回初めて申告される方

申告の種類	提出書類			留意事項
	申告書	種類別明細書		
		増加・ 全資産用	減少用	
申告する資産がある方	○	○	—	種類別明細書（増加資産・ 全資産用）に全て記載する。
申告すべき資産がない方	○	—	—	申告書の 18 備考欄に「償却 資産なし」と記載する。

(3) 実地調査等協力をお願い

平群町では、国（総務省）の指導に基づいて、申告内容の確認や、未申告者の調査に取り組んでいます。地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて、減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写しの提出をお願いすることや、償却資産の調査に伺うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第 354 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科せられることがあります。

また、実地調査に伴って申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、調査年度を含めて 5 カ年度分の課税について遡及しますので、あらかじめご了承ください。

(4) 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をされない場合は、地方税法第 386 条及び平群町税条例第 75 条の規定により、10 万円以下の過料を科せられることがあるほか、同法第 368 条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科せられることがあります。

(5) 自社電算により申告をされる場合

自社電算により申告をされる場合は、償却資産申告書（様式第 26 号）の評価額（ホ）の欄を必ず記入してください。

3 評価額, 税額等の計算について

(1) 償却資産の課税について

①納税義務者

令和7年1月1日現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

②課税標準

令和7年1月1日現在の償却資産の価格の合計額が課税標準額となります。

ただし、特例の適用がある場合は、決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

③免税点

全資産の合計課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

④税率

税率は1.58%です。

(2) 評価額の算出方法

償却資産の評価額は「固定資産評価基準」の規定に基づき、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基本として、一品ごとに次の算式により求められます。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × (1 - r/2)	前年度評価額 × (1 - r)

r…耐用年数に応ずる減価率（下表参照）

ただし、最低限度額（取得価額の5%）を下回る場合は、最低限度額が評価額となります。

【減価残存率表】（固定資産評価基準 別表第15より抜粋）

耐用 年数	減価率 r	減価残存率		耐用 年数	減価率 r	減価残存率		耐用 年数	減価率 r	減価残存率		耐用 年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得	前年前 取得			前年中 取得	前年前 取得			前年中 取得	前年前 取得			前年中 取得	前年前 取得
		1-r/2	1-r			1-r/2	1-r			1-r/2	1-r			1-r/2	1-r
2	0.684	0.658	0.316	13	0.162	0.919	0.838	24	0.092	0.954	0.908	35	0.064	0.968	0.936
3	0.536	0.732	0.464	14	0.152	0.924	0.848	25	0.088	0.956	0.912	36	0.062	0.969	0.938
4	0.438	0.781	0.562	15	0.142	0.929	0.858	26	0.085	0.957	0.915	37	0.060	0.970	0.940
5	0.369	0.8155	0.631	16	0.134	0.933	0.866	27	0.082	0.959	0.918	38	0.059	0.970	0.941
6	0.319	0.8405	0.681	17	0.127	0.9365	0.873	28	0.079	0.960	0.921	39	0.057	0.971	0.943
7	0.280	0.860	0.720	18	0.120	0.940	0.880	29	0.076	0.962	0.924	40	0.056	0.972	0.944
8	0.250	0.875	0.750	19	0.114	0.943	0.886	30	0.074	0.963	0.926	41	0.055	0.972	0.945
9	0.226	0.887	0.774	20	0.109	0.9455	0.891	31	0.072	0.964	0.9628	42	0.053	0.973	0.947
10	0.206	0.897	0.794	21	0.104	0.948	0.896	32	0.069	0.965	0.931	43	0.052	0.974	0.948
11	0.189	0.9055	0.811	22	0.099	0.950	0.901	33	0.067	0.966	0.933	44	0.051	0.974	0.949
12	0.175	0.9125	0.825	23	0.095	0.952	0.905	34	0.066	0.967	0.934	45	0.050	0.975	0.950

【資産の種類と減価償却資産の耐用年数】（一部抜粋）

資産の種類	資産名	耐用年数	資産名	耐用年数
1 構築物	舗装（コンクリート）	15	ブロック塀	15
	舗装（アスファルト）	10	フェンス	10
2 機械装置	広告塔（金属製）	20	太陽光発電設備	17
	自動車整備業用設備	15	倉庫業用設備	12
	飲食料品卸売業用設備	10	飲食店用設備	8
3 船舶	ひき船	10	モーターボート	4
4 航空機	ヘリコプター	5	飛行機（5.7t 以下）	5
5 車両	フォークリフト	4	自転車	2
6 器具備品	事務机、椅子（金属製）	15	電話	10
	陳列棚	8	エアコン	6
	電気冷蔵庫・冷凍庫	6	理容、美容機器	5
	テレビ、音響機器	5	調理機器	5
	応接セット（接客用）	5	パソコン	4

※上記以外の資産の耐用年数については、平群町ホームページ「減価償却資産の耐用年数表」でご確認ください。

【税額計算例】

資産名称	取得年月日	取得価格（円）	耐用年数	残存率（前年中取得）	残存率（前年前取得）
パソコン	R6. 3	100, 000	4	0. 781	0. 562
駐車場舗装（アスファルト）	R5. 10	2, 000, 000	10	0. 897	0. 794
飲食店用設備	R4. 9	1, 500, 000	8	0. 875	0. 750

① 各償却資産の取得価格をもとに評価額を計算します。

評価額（円）		合計評価額（円）
パソコン	取得価格×残存率（前年中取得）＝R7 評価額 $100,000 \times 0.781 = \underline{78,100}$	2,240,817
駐車場舗装 （アスファルト）	取得価格×残存率（前年中取得）＝R6 評価額 $2,000,000 \times 0.897 = 1,794,000$ R6 評価額×残存率（前年前取得）＝R7 評価額 $1,794,000 \times 0.794 = \underline{1,424,436}$	
飲食店用設備	取得価格×残存率（前年中取得）＝R5 評価額 $1,500,000 \times 0.875 = 1,312,500$ R5 評価額×残存率（前年前取得）＝R6 評価額 $1,312,500 \times 0.750 = 984,375$ R6 評価額×残存率（前年前取得）＝R7 評価額 $984,375 \times 0.750 = \underline{738,281}$	

② ①で計算した評価額を決定価格とし、税額計算を行います。

決定価格 （円）	課税評価額（円） ※1,000 円未満切り捨て	税額計算方法	税額（円） ※100 円未満切り捨て
2,240,817	2,240,000	$2,240,000 \times 1.58\% = 35,392$	35,300

(3) 非課税となる資産

地方税法地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に定める一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が課税されません。

該当する償却資産を新たに取得された場合は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当事項を記載し、必要書類と共に提出してください。

4. 課税標準の特例について

(1) 特例適用資産

地方税法第 349 条の 3 等に定める一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税の軽減が図られています。（対象資産一部抜粋）

適用条項		対象施設・設備（特例適用期間）	特例率	取得日期限
地方税法 第 349 条の 3	第 27 項	家庭的保育事業の用に直接供する償却資産	1/2	なし
	第 28 項	居宅訪問型保育事業の用に直接供する償却資産	1/2	なし
	第 29 項	事業所内保育事業【利用定員 1 人以上 5 人以下】の用に直接供する償却資産	1/2	なし
同法附則 第 15 条	第 2 項	第 1 号	1/2	R8. 3. 31
		第 5 号	4/5	R8. 3. 31
	第 25 項		P11 参照	R8. 3. 31
	第 28 項		水防法に規定する洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための一定の設備（最初の 5 年度分）	R8. 3. 31
	第 44 項		中小企業者等が認定先端設備等導入計画に基づき新たに取得した先端設備等である一定の機械装置、工具、器具備品、建物附属設備並びに構築物	※ R7. 3. 31

注意点 ①特例の適用を受けるには、適用のための要件が別に定められています。

②法律等の改正により、特例率・特例適用期間等が変更になる場合があります。

※

賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例割合
なし	R5. 4/1-R7. 3/31	3 年間	1/2
あり	R5. 4/1-R6. 3/31	5 年間	1/3
あり	R6. 4/1-R7. 3/31	4 年間	

(2) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

地方税法附則第15条第25項第1号から第4号により、再生可能エネルギー発電設備について課税標準の特例が適用されています。なお、税制改正により以下のとおり、取得年月日に応じて、特例対象設備要件、特例率が変更されています。

適用条項			特例対象資産	取得年月日 R2. 4. 1～R8. 3. 31 特例率
地方税法附則第15条第25項	第1号	イ	太陽光発電設備 (1,000 kW未満)	2/3
		ロ	風力発電設備 (20 kW以上)	
		ハ	地熱発電設備 (1,000 kW未満)	
		ニ	バイオマス発電設備 (10,000 kW以上 20,000 kW未満)	
	第2号		バイオマス発電設備(木竹等) (10,000 kW以上 20,000 kW未満)	6/7
	第3号	イ	太陽光発電設備 (1,000 kW以上)	3/4
		ロ	風力発電設備 (20 kW未満)	
		ハ	水力発電設備 (5,000 kW以上)	
	第4号	イ	水力発電設備 (5,000 kW未満)	1/2
		ロ	地熱発電設備 (1,000 kW以上)	
		ハ	バイオマス発電設備 (10,000 kW未満)	

① 対象設備要件

(太陽光発電設備以外)

経済産業省による再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備

(太陽光発電設備のみ)

経済産業省による再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備以外、かつ再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備

② 申告に必要な提出書類

(太陽光発電設備以外)

- ・ 経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し
- ・ 電気事業者が発行する電力の売買に関する契約を確認できる書類の写し

(太陽光発電設備のみ)

- ・ 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し

③ 特例適用期間

新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年間、再生可能エネルギー発電設備の課税標準額となる価格に各特例率を適用します。

(3) 太陽光発電設備の申告の対象となる方

償却資産に該当する太陽光発電設備は以下のとおりです。

	10kW 以上の太陽光発電設備	10kW 未満の太陽光発電設備
個人（住宅用）	売電自体が事業となり 申告対象	個人利用を主とするため 申告対象外
個人（事業用）	売電の有無にかかわらず、事業の用に供している資産となり 申告対象	
法人		

償却資産申告書の提出先及びお問い合わせ先
平群町役場 税務課 資産税係
〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号
電話：0745-45-6373